

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、足利市のうち、昭和37年（1962年）10月1日に合併した旧坂西町であり、足利市坂西商工会（以下、「当商工会」という。）の管轄地域である。なお、これ以外の地域は足利商工会議所の管轄である。

当地域は、足利市の西部に位置し、面積は50.7km²で、足利市の総面積177.76km²の約28.5%を占めており、山間地が大半を占めている。当地域には、坂西町が形成される以前の町村である葉鹿地区、三和地区、小俣地区の3地区があり、葉鹿地区は南部を一級河川（国管理）渡良瀬川に接し、三和地区は松田川ダムにより管理される一級河川（国・県管理）松田川が中央を、小俣地区は、西部を一級河川（国管理）桐生川が流れる。



(2) 地域の災害等リスク

当地域は足尾山地の南端を占める山地部と、渡良瀬川と桐生川に沿った低地（平野）、小俣川、松田川等によって形成された谷底平野地域に大別される。山地部は小俣地区の市内最高峰仙人ヶ岳（663m）があり、300～600m程度の山稜である。低地には、市街地が形成されている。谷底平野地域は河川に沿っているが、広い扇状地は形成されていない。地質は、山地が固結堆積物である中・古生層からなり、石灰石、砂岩やチャート等が分布する。低地は第四紀の未固結堆積物からなり、河川の上流側では砂礫層が多く、下流側では砂層～粘土層が多くなる。谷底平野は、河川により運ばれた未固結堆積物の砂礫層や、関東ローム層が分布している。

当地域で自然災害が発生した場合の被害等は、次のとおり想定される。

1) 洪水

足利市のハザードマップ（令和3年6月）によると、当商工会が立地する市街地地域において、0.5～3.0m未満の浸水が予想されているほか、JR両毛線に沿った商業地、市街地のほぼ全域での浸水が予想され、最大では10mと予想されている。商工業者へのリスクとしては、当地域では特に製造業の割合が多いため、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

2) 土砂災害

足利市のハザードマップによると、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が山地部に数多く分布している。特に小俣地区北部と三和地区の河川沿いに形成された谷底平野のほとんどの地域が、警戒区域に指定され、土石流や急傾斜地の崩壊による危険性が高いエリア

となっている。。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

3) 地震

国立研究開発法人防災化学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の地震が起こる確率は3～6%、一部では6～26%である。

「足利市地域防災計画」によると、当地域周辺に存在する活断層には、大久保断層、太田断層が比較的近くに分布しており、予想される最大震度は5強となっている。また、30年以内の地震発生確率は、大久保断層で0.6%、太田断層は不明となっており、発生確率は低いとされる。商工業者へのリスクとしては、葉鹿地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

足利市の地域防災計画によれば、冬場午後6時発震（足利市役所直下M6.9）による被害想定は以下のとおり。

項目	被害想定
人的被害(風速10km/S)	死者 420人
	重傷者684人
	軽傷者2819人
	要救助者1383人
火災による建物被害（風速10km/S）	出火件数 38件
	焼失棟数 1418棟

※足利市地域防災計画 第3節地震被害想定P33より抜粋

4) 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年東日本台風により、小俣地区では清水川と桐生川への合流部で溢水し、河川沿いの工場や住宅等が被害を受けた。その他の地区でも、浸水被害等が発生している。

今後、減災の取り組みを進めた場合であっても、気候変動による降水量の増加などを踏まえ、100年に一度の規模で被害想定するハザードマップにより、災害リスクへの備えが重要である。

5) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなる。リスクも存在する。

6) サイバー攻撃

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(3) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者等数 644者 (うち小規模事業者数 555者)

業 種	商 工 業 者		備 考 (事業所の立地状況等)
	商 工 業 者	小規模事業者	
建 設 業	79	78	地域内に広く分散
製 造 業	251	232	〃
卸 売 業	17	11	
小 売 業	105	80	中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	44	31	〃
サービス業	117	92	〃
そ の 他	31	31	
合 計	644	555	

(4) これまでの取組

1) 足利市の取組

- ・足利市地域防災計画(令和6年3月改定)、足利市国土強靱化地域計画(令和6年改定)の策定
- ・足利市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・足利市洪水・土砂災害ハザードマップ(令和6年改定)、ため池ハザードマップの作成
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 足利市坂西商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・足利市が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況 (R6年度)

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 2件
- ・HPへ事業者BCPに関する国等の施策を掲載 1回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 2回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて商工会、市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②足利市防災危機管理課、商業にぎわい課、足利市坂西商工会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、あいおいニッセイ同和損害保険会社、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3. 目 標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・管内3地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、管内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- ・支援においては、事業者BCPの策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年2者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 管内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定者を10件。
- ③ 損害保険加入の取組を3者に対して行う。
- ④ 上記目標達成のため、当会ホームページや会報に記事を掲載し、事業者の意識啓発を促すとともに、相談者には個別対応をする。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 8年 4月 1日～令和13年 3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
(HP:https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html)
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(3) フォローアップ

- ・足利市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。
(HP:<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

(5) 関係団体等との連携

- ・あいおいニッセイ同和損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

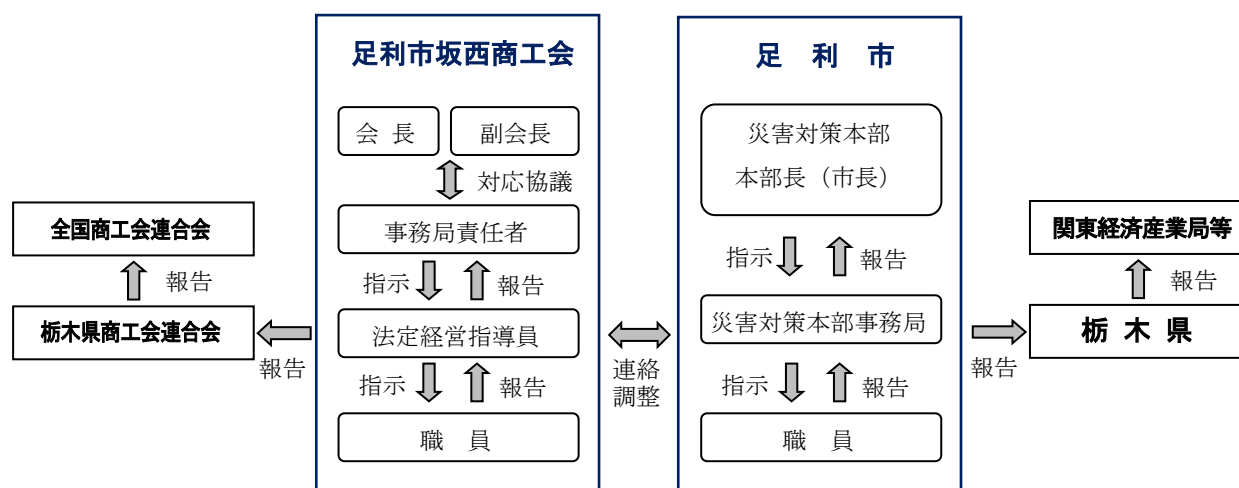
- ・あいおいニッセイ同和損保会社に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、足利市と当商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4 リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・当商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を足利市及び商工連へ報告するとともに、足利市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・足利市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・当商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。
- ・なお、確認内容は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

3) 被害情報の共有

- ・足利市と当商工会は、以下の間隔で被害情報等を共有する。
- ・なお、情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

期間（発生日起算）	頻度
発災後～1週間	1日に2回
1週間～2週間	1日に1回
2週間～1ヶ月	1週間に2回
1ヶ月以降	1週間に1回

4) 被害情報の報告

- ・足利市と当商工会は3) のとおり情報を共有した後、足利市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、当商工会は当該実態調査票を用い、定められた期日までに県連合会に報告する。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・足利市で策定中の「足利市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、足利市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・足利市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・当商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、足利市と当会とで情報を共有した上で、足利市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法については足利市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

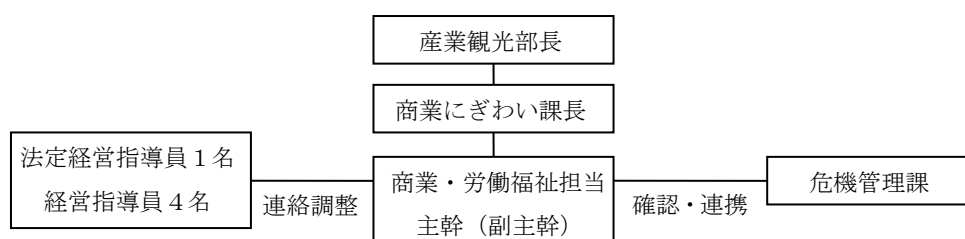
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

足利市坂西商工会

足利市



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、足利市商業にぎわい課・危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 管内を3地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員4名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、連携協定を結んでいるあいおいニッセイ損保会社の専門家による、個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員4名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と足利市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 田崎 宏司 (連絡先は(3)①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

足利市坂西商工会

〒326-0143 足利市葉鹿町1-20-5

TEL: 0284-62-0346 / FAX: 0284-62-7124

E-mail: sakanishi_net@shokokai-tochigi.or.jp

②関係市町

足利市役所 産業観光部 商業にぎわい課

〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地

TEL: 0284-20-2158 / FAX: 0284-20-2155

E-mail: shougyou@city.ashikaga.lg.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

TEL: 028-623-3173 / FAX: 028-623-3340

E-mail: shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL: 028-637-3731 / FAX: 028-637-2875

E-mail: soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
1. 個社支援 ・ 専門家派遣費・ 専門家謝金・ 旅費	70	70	70	70	70
2. 普及・啓発費 ・ ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
3. 協議会開催費 ・ 専門家謝金・ 旅費・ 会議費	40	40	40	40	40

調達方法

会費、足利市補助金、事業収入等